

国有林野産物公売公告（１）

下記によって、国有林（分収育林地、分収造林地）立木を一般競争入札により売払いますので買受希望者の方は、現物熟覧の上国有林野事業産物売買契約約款（平成13年4月11日改正分）及び下記条件並びに入札注意書を承知の上、入札して下さいませようご案内いたします。

記

- 1 入札場所 熊本南部森林管理署 会議室
- 2 入札日時 平成24年6月26日（火） 10時00分
- 3 開札日時 平成24年6月26日（火） 10時00分
- 4 郵便入札にあつては当署に平成24年6月25日（月）の17時までには到着するよう送付して下さい。
- 5 時刻は、当署の時計によります。
- 6 売払物件所在地及び物件明細は別紙明細書のとおりです。

条 件

項 目	立 木
入札・契約保証金	免 除
契約締結期限	平成24年7月2日（月）
現納条件（落札金額（消費税相当額を加算した金額）に対して）	— %以上
国の分収金のみとする。	国の分収金のみとする。
延納条件 延納できる金額（1件の契約金額（消費税相当額に加算した金額）	150万円以上
延納期間（限）	6ヶ月以内ただし、1,000m ³ 以上は10ヶ月以内
延納利率	年利 1.30 %
物件の引渡期限 （代金納付又は担保提供の日から起算して）	15日以内。ただし、みなし引渡しの場合は代金納入又は担保提供のあった日を引渡し日とする。
物件の搬出期間 （引渡しを完了した日から起算して）	3ヵ年以内
特約条件	別紙「特約事項」のとおり

〒868-0071

熊本県人吉市西間上町2607-1

熊本南部森林管理署

TEL0966（23）3311

国有林野産物公売公告（２）

1 入札参加者の資格

- (1) 各森林管理局長が発行する「一般競争参加資格確認通知書（産物売払）」を受けた者でなければ入札に参加することはできません。
- (2) 予算決算及び会計令第70条の規程により、当該契約を締結する能力を有しない者及び、破産者で復権を得ない者は入札に参加することはできません。
- (3) 森林管理局長から一般競争参加資格を停止されている者は入札に参加することはできません。

2 入札方法

- (1) 入札は一物件毎に総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

入札書に誤って消費税相当額を加算した金額を記入した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあっても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正、又は取り消しの申し出があっても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものとみなし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。

3 郵便入札

郵便入札は、その封筒の表面に「入札書在中」と朱書し、書留郵便又は配達証明郵便をもって差し出して下さい。

4 電信入札

電信入札はできません。

5 入札の無効

- (1) 前記1の「入札参加者の資格」に違反した入札。
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合に郵便入札書が定められたときまでに指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

6 契約の成立

- (1) 落札物件に係る契約は売買契約書を作成し、双方が押印したときに確定します。
- (2) 落札物件及び契約は、入札書に記載された金額に消費税相当額を加算した金額をもって落札金額及び契約金額とします。
- (3) 消費税相当額の積算において円未満の端数を生じた場合は、切り捨てます。

7 違約金の徴収

- (1) 落札者が期限内に契約を結ばないときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。
- (2) 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約金額（消費税相当額を加算した金額）の10/100に相当する違約金を徴収します。
- (3) 前記(1)、(2)号の違約金を森林管理署長の指示する期限までに納付しないときは、一般競争参加資格を取消し、又は、この資格を付与しません。

8 代金の納付期限及び担保提供期限

- (1) 代金は契約締結の日より15日以内に納付することになります。ただし、延納の場合は別紙延納期間により定められます。
- (2) 担保提供期限は契約締結の日から15日以内とします。

9 延納担保等

- (1) 一部現金一部延納の契約も認められます。
- (2) 支払保証手形の保証する延納も認められます。ただし、分収契約の場合における官収分についての併用は認めません。
- (3) 担保
 - (ア) 国債
 - (イ) 地方債
 - (ウ) 金融債（長期信用銀行法に規定する銀行、農林中央金庫又は商工組合中央金庫の発行する債券）
 - (エ) 手形交換所加入銀行、農林水産大臣が確実と認める銀行若しくは信用金庫、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は都道府県信用農業協同組合連合会（以下「金融機関」と総称する。）の支払保証に係る手形
 - (オ) 金融機関に対する定期預金債権

10 その他

- (1) 入札者は一般競争参加資格確認通知書を持参して下さい。
- (2) 入札者が代理人の場合は委任状を提出して下さい。

平成24年5月25日

分任契約担当官

熊本南部森林管理署長 石神 智生

入札者注意書（1）

1 入札方法

- (1) 入札は売り払い物件ごとに総額をもって入札して下さい。
- (2) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。

2 入札書の訂正

記載事項を訂正したときは、訂正印を押して下さい。

3 入札書の引換等

一旦提出した入札書の引換、変更又は取消しはできません。

4 入札の無効

- (1) 公売公告（2）－1に定める「入札参加者の資格」に違反した入札。
- (2) 入札金額又は氏名若しくは名称が確認できないとき。
- (3) 入札書に入札者の署名又は記名調印のどちらもないとき。
- (4) 郵便入札の場合にあつて郵便入札書が定められた時刻までに指定場所に到達しなかったとき。
- (5) 売払番号を付した場合に売払番号が確認できないとき。

5 入札書記載上の注意事項

- (1) 入札金額は消費税相当額を除いた金額を記入して下さい。
なお、入札書に誤って消費税を加算した総額を記入して入札した場合は、たとえ入札書にこのことを明記してあつても、また、入札者がこのことに気付き落札以前に訂正又は取消の申し出があつても、消費税相当額を除く金額を記入し入札したものと見なし、有効として処理し誤りの訂正、取消等は認めませんので注意して下さい。
- (2) 入札金額ははっきりと記載してください。ケタ違いや金額の書き違いのないようにして下さい。
- (3) 氏名や名称は、一般競争参加資格確認通知書のとおりに記載して下さい。
- (4) 法人の場合は、正規の代表者印を必ず押して下さい。
- (5) 売払番号の記載もれや誤りがないようにして下さい。

6 無効の申出

- (1) 無効の申出は、開札前には受理しません。
- (2) 落札宣言後は、どのような理由があつても無効の申出は受理しません。この場合、落札者が契約を結ばなかったときは、入札金額の5/100に相当する違約金を徴収します。

7 落札者の決定

落札となるべき同額の入札者が2名以上あるときは、抽選により落札者を決定します。ただし、入札者が不在のときは国の職員が代わって抽選します。

8 入札の中止等

森林管理署長等は、入札者が連合し又は連合するおそれがある場合、その他の理由により正当な入札を行うことができないと認めたときは、入札中止し、又は取り消すことがあります。

入札者注意書（２）

- 1 号物件～6 号物件は、分収育林に係る分収木です。
- 当該入札物件に係る搬出支障木等（当署長が指定）がありますので、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。
なお、搬出支障木等の詳細については当署へお尋ね下さい。
- 分収木の売払代金は、国及び分収育林契約者（以下「費用負担者」という）に分収金として払い込んで下さい。
(1) 費用負担者の口数は以下のとおりです。

1 号物件	9 口
2 号物件	2 8 口
3 号物件	2 5 口
4 号物件	2 3 口
5 号物件	2 5 口
6 号物件	2 9 口

- (2) 費用負担者ごとの分収金は国が指示した金額とします。
- (3) 費用負担者の員数は以下のとおりです。

1 号物件	6 名
2 号物件	2 7 名
3 号物件	1 7 名
4 号物件	1 9 名
5 号物件	2 1 名
6 号物件	2 7 名

- 4 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
 - (2) 費用負担者に支払う代金は、国が指定する費用負担者の指定する振込金融機関の口座に払い込んで下さい。この払込に係る費用は買受け人が負担して下さい。
 - (3) 費用負担者等が行方不明等により国が振込金融機関の口座指定ができない場合は、国が指定する法務局に供託して下さい。
- 5 買受代金を延納することができる場合
 - (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。
 - (2) 費用負担者の分収金に相当する金額（民収分）については現納とします。
- 6 買受人が契約条項に違反して、契約にいたらず、又は契約を解除した場合の違約金等については国と費用負担者が分収します。

入札者注意書（3）

- 1 7号物件は、分収造林に係る分収木です。
- 2 当該入札物件に係る搬出支障木等（当署長が指定）がありますので、当署長が指定する期限までに当該搬出支障木等の売買契約を締結していただきます。
なお、搬出支障木等の詳細については当署へお尋ね下さい。
- 3 分収木の売払代金は、国及び分収造林契約者に分収金として払い込んで下さい。
- 4 代金の支払方法
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書により納付して下さい。
 - (2) 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者の指定する金融機関の口座に払い込んで下さい。この払込に係る費用は買い受け人が負担して下さい。
- 5 買受代金を延納することができる場合
 - (1) 国の分収金に相当する金額（官収分）についてのみ認めます。
 - (2) 分収造林契約者の分収金に相当する金額（民収分）については現納とします。
- 6 買受人が契約条項に違反して、契約にいたらず、又は契約を解除した場合の違約金等については国と分収造林契約者が分収します。

特約事項

- 1 買受人は、本契約物件に係る搬出支障木及び分収木以外の立木について、当署長が指定する期限までに売買契約を締結すること。
- 2 分収木の買受人（以下「買受人」という。）は、分収木の買受代金を次により、支払又は供託すること。
 - (1) 国に支払う代金は、国の発行する納入告知書によって納付すること。
 - (2) 分収育林契約者（以下「費用負担者」という。）に支払う代金は、国が指定する費用負担者の振込金融機関の口座に払い込むこと。
なお、費用負担者が行方不明等により供託を必要とする場合は、国の指定する法務局に供託すること。
 - (3) 分収造林契約者に支払う代金は、分収造林契約者が指定する分収造林契約者の振込金融機関の口座に払い込むこと。
- 3 売払代金に係る延滞金については、官収分に係るものは国に、民収分に係るものは費用負担者に支払うこと。
- 4 売払立木の搬出延期料は国に納付すること。
- 5 売払立木の引き渡しは、買受人が金融機関の発行する振込証書、供託に伴う法務局への振込済の供託書正本又は日本銀行の受領印のある供託書正本を森林管理署長へ提示し、又はその写しを森林管理署長に提出することにより、当該立木売買契約の係る売払代金の総額が支払われたことが確認された後に行うこと。
- 6 プロセッサ機械等の重機を、当該物件の搬出に使用する場合には、林産物契約約款第31条を遵守すると共に、跡地の整理については森林管理署長等の指示するところにより行うこと。
- 7 その他各物件ごとの特約条項は、位置図に明記してあるので熟読すること。

本物件は、持続可能な森林経営が営まれている森林として、「緑の循環」認証会議（SGEC）が、平成19年3月28日に認証林「NFEA-020」として認証した森林から産出されたものである。（官行造林を除く）

平成24年度 立木一般競争入札物件一覧表

熊本南部森林管理署

売 払 番 号	国有林名 林小班	伐採種	林 齢	面積 (ha)	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		摘 要
							本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	
1	馬石	皆伐	55	4.42	スギ	生立木	3,865	1,539.93	334	57.77	4,199	1,597.70	公売 分収育林 ◎ 現地案内 1 日 時平成24年6月19日(火)午前9時00分集合 2 集合場所 大通りトンネル八代側駐車場 3 案内者 河俣森林事務所森林官(TEL 0965-65-2141) 4 その他各物件別位置図に記載
	1021は2				ヒノキ	生立木	52	24.48	7	0.89	59	25.37	
		合計		4.42			3,917	1,564.41	341	58.66	4,258	1,623.07	
2	馬石	皆伐	60	3.47	ヒノキ	生立木	2,674	980.40	554	119.79	3,228	1,100.19	公売 分収育林 ◎ 現地案内 1 日 時平成24年6月19日(火)午前9時00分集合 2 集合場所 大通りトンネル八代側駐車場 3 案内者 河俣森林事務所森林官(TEL 0965-65-2141) 4 その他各物件別位置図に記載
	1023ほ2												
	馬石	皆伐	60	3.45	ヒノキ	生立木	2,569	1,061.57	256	65.26	2,825	1,126.83	
	1023ほ3												
			合計		6.92			5,243	2,041.97	810	185.05	6,053	
3	葛渡鬼岳	皆伐	54	6.77	スギ	生立木	1,621	733.63	818	222.75	2,439	956.38	公売 分収育林 ◎ 現地案内 1 日 時平成24年6月13日(水)午前9時00分集合 2 集合場所 水俣森林事務所 3 案内者 水俣森林事務所首席森林官(TEL 0966-62-2743) 4 その他各物件別位置図に記載
	1413ぬ1				ヒノキ	生立木	3,804	1,497.21	582	151.09	4,386	1,648.30	
			合計		6.77			5,425	2,230.84	1,400	373.84	6,825	
4	大塚	皆伐	54	5.64	スギ	生立木	26	44.31	9	4.46	35	48.77	公売 分収育林 ◎ 現地案内 1 日 時平成24年6月14日(木)午前9時00分集合 2 集合場所 多良木森林事務所 3 案内者 多良木森林事務所首席森林官(TEL 0966-42-2429) 4 その他各物件別位置図に記載
	2004よ3				ヒノキ	生立木	2,925	2,075.32	1,932	753.09	4,857	2,828.41	
			合計		5.64			2,951	2,119.63	1,941	757.55	4,892	
5	大畑	皆伐	58	4.74	ヒノキ	生立木	3,441	1,988.10	572	184.13	4,013	2,172.23	公売 分収育林 ◎ 現地案内 1 日 時平成24年6月22日(金)午前9時00分集合 2 集合場所 熊本南部森林管理署 3 案内者 大塚森林事務所森林官(TEL 0966-22-3427) 4 その他各物件別位置図に記載
	51ぬ												
			合計		4.74			3,441	1,988.10	572	184.13	4,013	

※ 物件明細書等の詳細については、熊本南部森林管理署経営係(TEL 0966-23-3311)へお問い合わせ下さい。

立木一般競争入札物件一覧表

売 払 号	国有林名 林小班	伐採種	林 齢	面積 (ha)	樹 種	種 別	一 般 材		低 質 材		計		摘 要
							本 数	材 積	本 数	材 積	本 数	材 積	
6	大畑	皆伐	57	6.62	ヒノキ	生立木	4,574	2,405.39	709	321.92	5,283	2,727.31	公売 分収育林 ◎ 現地案内 1 日 時平成 24 年 6 月 22 日(金)午前 9 時 00 分 集合 2 集合場所 熊本南部森林管理署 3 案内者 大塚森林事務所森林官(TEL 0966-22-3427) 4 その他各物件別位置図に記載
	5191												
	合計			6.62			4,574	2,405.39	709	321.92	5,283	2,727.31	
7	尾白	皆伐	49	1.78	スギ	生立木	828	527.87	256	67.92	1,084	595.79	公売 分収造林 ◎ 現地案内 1 日 時平成 24 年 6 月 12 日(火)午前 9 時 00 分 集合 2 集合場所 芦北森林事務所 3 案内者 芦北森林事務所森林官(TEL 0966-82-5361) 4 その他各物件別位置図に記載
	1462い				ヒノキ	生立木	672	205.63	784	120.82	1,456	326.45	
	合計			1.78			1,500	733.50	1,040	188.74	2,540	922.24	
													公売 ◎ 現地案内 1 日 時平成 年 月 日 時 分 集合 2 集合場所 3 案内者 4 その他各物件別位置図に記載
	合計												
													公売 ◎ 現地案内 1 日 時平成 年 月 日 時 分 集合 2 集合場所 3 案内者 4 その他各物件別位置図に記載
	合計												
													公売 ◎ 現地案内 1 日 時平成 年 月 日 時 分 集合 2 集合場所 3 案内者 4 その他各物件別位置図に記載
	合計												

※ 物件明細書等の詳細については、熊本南部森林管理署経営係(TEL 0966-23-3311)へお問い合わせ下さい。